

資料

北欧諸国における社会保障費 10 年の歩み

小 沼 正

ここで紹介しようとする資料は、『北欧諸国の社会保障統計』*Social Welfare Statistics of the Northern Countries* として、1950 年前後から 60 年までの約 10 年間にわたって算定されている社会保障費¹⁾についてである。

最初に資料について若干の説明を加えておこう。

1945年に開かれた北欧諸国すなわちデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの5カ国の社会保障関係大臣会議において、各国間の国際比較ができるような、共通性の高い社会保障統計を作成することが要望せられた。この要望にもとづいて、項目を共通にした社会保障統計の作成のための専門委員会が組織せられることとなった。

この専門委員会は、その報告書を各国社会保障担当省が持回りで出版することとしているのであるが、その最初の報告として、『1947-48 年の社会保障費』を、1951年にその第1部はコペンハーゲンから、第2部はオスロから刊行している。つづいて『1949-50 年の社会保障費』を、1953年にオスロから刊行している。

しかしながらこれらの報告が、『北欧諸国の統計報告シリーズ』*Statistical Reports of the Northern Countries* として刊行されることとなったのは、その第1号として、『北欧諸国首都における生計費および実質賃金』が1954年にストックホルムから刊行されて以後のことである。生計費および賃金に関する報告はこの第1号だけで終っており、社会保障費については、55年5月にコペンハーゲンにおいて専門委員会が開かれその報告の草稿が検討され、その結果はシリーズ第2号として、『1952-53 年の社会保障費』²⁾が55年の年末にコペンハーゲンから刊行せられている。

社会保障費に関する報告は、引続いて

第 4 号 54-55年分 ストックホルム 57年

第 6 号 56-57年分 オスロ 59年
第 6 号(英文版) 56-57年分 オスロ 60年
第 8 号 58-59年分 ストックホルム 61年
第 10 号 60-61年分 コペンハーゲン 63年
第 10 号(英文版) 60-61年分 ストックホルム 64年

が刊行せられている。これらすべての報告は北欧語によって記されているのであるが、上述のように第6号と第10号とは別に英語による完訳版が刊行せられている。

なお第3, 5, 7の各号は、社会保障費に関する報告ではなく、そのすべてが北欧諸国社会保障統計専門委員会議の議事録である。

本稿の資料紹介は、上述シリーズの第2, 4, 6, 8, 10の各号に掲げられた社会保障費に関する資料についてであり、北欧諸国における社会保障費10年の歩みともいうべきものである。引用の資料もとくにことわらない限りはこれらシリーズによったものであると考えられたい。なお北欧諸国のうちアイスランドについては、国の規模があまりにも小さいうえに、その国情も明らかでないので省略することとした。

参考のため、わが国の関係資料を必要に応じて掲げることとした。もとより国の規模をはじめとして社会経済などあらゆる点において北欧諸国とは甚だしく相違しているわけではあるが、わが国の社会保障を考察する場合に、北欧諸国のそれと対比することも、一つの重要な考察方法であると考えられるからである。

わが国の社会保障費は、総理府の社会保障制度審議会事務局が算定しているので、その刊行した『昭和39年版 社会保障統計年報』に掲載せられているものを採用することとした。

なおわが国の分配国民所得は経済企画庁の算定を、人口は総理府統計局の毎年10月の推計人口を利用している。また必要に応じて各国通貨を為替レートにより円貨に換算したのであるが、その換算率は国連統計月報によった。

1) Social Welfare Expenditure と記されているが、あえて社会保障費と訳すこととした。

2) この資料については、『北欧諸国の社会保障費』として『健康保険』31年12月号に紹介した。

I 北欧諸国における社会保障制度の概要とその推移

紹介資料においても必要に応じて触れているところではあるが、まず、社会保障制度そのものについて概観しておこう。

北欧諸国は小国の集まりである。これら諸国の人口は、1960 年ごろにはスウェーデンの 750 万から、デンマーク 460 万、フィンランド 450 万、ノルウェー 360 万にいたっている。さらにわずかに 18 万のアイスランドが加わっている。これら諸国は地理的に近接しているうえに、歴史、文化ともに共通点が多く、人種、言語もかなりに類似している。

これら北欧諸国の社会保障制度が高度に発達しており、世界先進国の一つとなっていることは周知のとおりである。19 世紀後半までは概して農業国であったといえるのであるが、英国や大陸の産業革命の影響をうけて工業化、近代化し、これにつれて社会保障施策も漸次推進されていった。しかしこれが飛躍的に発展し体系化したのは、第 1 次大戦後において世界的不況の激化した 1930 年前後のことであったといつてよい。しかもこれがさらに近代化し、体系のより総合的な、適用範囲のより包括的な施策を目指すことになったのは第 2 次大戦終結後の 45 年前後のことであった。

もとよりこれら諸国の社会保障制度を子細にみた場合に、いずれの国においても各種制度に独特の歴史があり、かなり甚だしい相違点もみられ、一括して取扱うことの必ずしも妥当でない面が見受けられる。しかしながらこれら諸国は社会保障についても相互協約を結んでいる。55 年 9 月の 5 カ国社会保障関係大臣会議において、総合的な社会保障協約が結ばれ、従来よりもさらに広範に、いずれの国民も、他の諸国に居住した場合、社会保障に関してその国民とほぼ同様の処遇を受けうることとなった。この協約は 56 年 11 月から発効している。

これら諸国は、この協約の実効をより以上に高めるため、歩調をそろえ、他国に劣っている分野についてはとくに力をいたし、各国協力して社会保障の発展につとめているといつてよい。

社会保障制度は総合的かつ包括的でなければならない。したがって各国施策の分野が相互に補足し合って、一貫したものとなっており、また同時にその間隙を補完すると思われる福祉施策の種類も多く、育児、健康などの管理、学校給食、職業指導などのほか、国によっては結婚貸付金、児童の休暇旅行、主婦の休暇旅行などもみられる。

これら諸施策のうち、ここではその施策が発展途上にあるばかりでなく、経費面においても大宗をなしていると考えられる医療保険、老齢年金、児童手当の 3 大施策について、その概要と推移について述べておこう。

これら 3 大施策について述べるに先立って、まずこれら諸国について、年齢階級別にみた人口の構成割合、産業別就業者数の構成割合、従業上の地位別にみた就業者数の構成割合を掲げるとつぎの各表のとおりである。なお参考のためわが国のそれらをも添えておく。

表 1 年齢階級別にみた人口の構成割合

	デン マ ー ク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン	日 本
1950					
0-14歳	26.3	30.1	24.4	23.3	35.4
15-64	64.6	63.3	66.0	66.4	59.7
65-	9.1	6.6	9.6	10.3	4.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
0-14	25.2	30.1	25.8	21.9	30.1
15-64	64.2	62.3	63.2	66.2	64.2
65-	10.6	7.6	11.0	11.9	5.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(註) フィンランド 1960 の 65- 階級の 7.6 には不詳 0.1 を含む。

(資料) *Demographic Yearbook of United Nations 1953, 1963*。

日本は『人口動態統計』1962。

表 2 産業別就業者数の構成割合

	デン マ ー ク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン	日 本
1950					
第 1 次 産 業	25.1	46.0	25.9	20.3	47.4
第 2 次 産 業	32.7	27.2	35.8	40.0	21.0
第 3 次 産 業	41.1	25.4	37.8	39.0	29.4
分類不能の産業	1.1	1.4	0.5	0.7	2.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
第 1 次 産 業	22.9	35.5	19.5	13.8	32.6
第 2 次 産 業	32.4	30.5	35.6	44.0	28.9
第 3 次 産 業	42.3	33.7	44.5	41.9	37.8
分類不能の産業	2.4	0.3	0.4	0.3	0.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(註) デンマーク (1960) は 1955 である。

(資料) *Year Book of Labour Statistics 1956, 1963*。

1 医療保険

デンマーク 1892 年から国家補助を受けるようになった地域組合が、1933 年には改められている。すなわち 21 歳以上の者は、収入が一定額（ほぼ完全就労の熟練労働者の年収額であって、58 年には 14,000 クローネで、これによると国民の約 90% を含むこととなる）以下の場合には、国家補助組合の正会員として加入することを強制され、その額を越す収入の場合には、拠出の

表 3 従業上の地位別にみた就業者数の構成割合

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
1950					
雇用主および自営業主	21.2	20.2	24.7	19.3	25.6
被用者	72.6	58.1	71.2	76.8	38.5
家族従業者	6.2	21.7	4.1	3.9	33.7
その他の	—	—	—	—	2.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1960					
雇用主および自営業主	19.8	19.4	19.4	13.9	22.0
被用者	73.8	65.7	78.0	83.3	53.4
家族従業者	6.4	14.9	2.6	2.8	23.9
その他の	—	—	—	—	0.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(註) デンマーク (1960) は 1955 である。

(資料) Year Book of Labour Statistics 1956, 1963.

みを行なう准会員か、非補助組合の会員かになることとなっていた。なお 61 年 4 月から改正して、完全就労の熟練労働者の収入を超えない者は第 1 種正会員として給付に当って国庫補助が得られ、超える者は第 2 種会員として国庫補助は得られないが、第 1 種正会員と同種の給付が受けられることとなった。しかも収入が減少して上述の額を下回ることとなれば、第 1 種正会員に組替えられる。

医療給付のうち、入院は全会員に無料であり、その他の医療は第 1 種正会員には無料であり、第 2 種会員は割引代金を支払わねばならない。一般に治療は組合に所属している開業医によって行なわれる。そのほか薬剤費は割引かれ、家庭保健婦が派遣され、また出産給付や葬祭費の給付などがある。

生計費補助にあてる被用者に対する傷病手当金（家族付加を含む）は、概して収入を大幅に下回っていた。そこで労資が協約を結んで、57 年 1 月から傷病手当金の補足給付を開始することとした。この補足給付は、同一雇用主に 6 週間雇用されていると受給資格が得られるが、その額は本来の傷病手当金を含めて発病前の賃金の 80% を超えることはできない。

この傷病手当金の制度は必ずしも完全であるとはいえず、多くの賃金労働者がその適用から除外されていた。そこで 61 年 4 月からこの制度が健康保険組合と結びつけられ、全賃金労働者が適用を受けうることとなった。しかも給付期間も従来の 13 週間から 26 週間に延長されることとなった。

健康保険組合に対する会員の拠出額は稼働日数にしたがってその割合が定められており、さらに加えて雇用主の拠出、国家補助があってこの制度をまかなっている。

フィンランド 第 2 次大戦において再度にわたる戦禍を蒙ったこの国においては、医療保険においても、他の諸国に比べて著しくおくれ、1934 年法にもとづいて、極めて一部の労働組合が主体となって、民間保険会社が片手間に取扱っているにすぎない。政府としては、むしろ公営医療施設の整備に重点をおいており、その整備を完了すれば容易に国民皆保険に切替えるという考え方をとっている。この考え方に従って、1947 年には合せて 1 万床を有する 21 カ所の基幹病院新設のための法律が成立し、58 年までにその 9 カ所が開設せられた。この創設のための経費の 3 分の 2 は中央政府の、3 分の 1 は地方自治体の負担である。また各地方自治体には保健委員会があり、公衆保健医、保健婦は住民 4,000 人に 1 人、助産婦は 5,000 人に 1 人置かれることになっている。

この医療保険未成熟の欠陥を補うため、公的医療機関での患者負担分は極めて低廉であり、また貧困者は公的負担による医療費軽減または免除の取扱いを受けうることとなっている。また 60 年 1 月から、16 歳から 64 歳までの稼働者に対して、業務上の理由により稼働不能となった場合、一定期間は国民年金による医療給付を受けうることとなった。

さらに 64 年 9 月 1 日からは、待望の国民皆保険に切替えられている。

ノルウェー 1930 年法によって、健康保険組合に対して、被用者は強制加入となり、その他の者は任意加入となっていた。これが 56 年 7 月にいたって、強制加入範囲は全国民に拡大せられた。医療、出産の給付などがあるが、いわゆる療養費払い制であり、各保険者によって償還率は異なっており、ほぼ 2/3 から 3/4 となっている。医師は被保険者の自由選択であり、初診は一般開業医により必要があればその指示にしたがって専門開業医の診察を受ける。入院を必要とする場合には、一般開業医を通じて許可され、公立病院で無料の治療が受けられる。私立病院に入院の場合は、公立病院の料金を上回る部分は差額徴収となる。また受診や入院に際しての交通費については、その実費を公共料金を基準として償還することとなっている。

この国においても傷病手当金は、概して収入を大幅に下回っていた。そこで 57 年 2 月から労資協約による傷病手当金の補足給付を開始することとなったが、その額は、本来の傷病手当金を含めて発病前の賃金の 90% を超えることはできない。

スウェーデン 1955 年初頭から、全国民強制加入

の国民健康保険が実施されることとなった。19世紀後半からはじめられた任意加入の地域組合が漸次拡大され、これら組合に対する国家補助は1891年にはじめられたが、1946年にいたって全国民強制加入の法律が成立し、しかもその実施は55年1月1日まで延期されていたのであった。

55年の法律実施によって、従来保険掛金を支払えなかった者や、疾病などのために加入資格のなかった者が加入することとなり、とくに利益を受けることとなったのは、従来の任意加入の組合にはわずかにその25%が加入しているにすぎなかった年金受給者であった。

医療(薬剤費を含む)、出産の給付、傷病手当金の給付などがあるが、ノルウェーと同様にいわゆる療養費払い制であり、その償還率は4分の3である。医師は被保険者の自由選択であり、入院を必要とする場合は、外来部門または医師を通じて許可され、原則的に公立病院において無料の治療が受けられる。通院の場合には患者交通費についても、一定の自己負担額を超過した分について償還される。

傷病手当金については、被用者、自営業者、家庭主婦などに分け、共通の基本傷病手当金があるほかに、被用者の収入に比例した補足傷病手当、入院中の留守宅補足手当、自営業者、家庭主婦に対する子女補足手当などがある。これら傷病手当金は発病後3日間の待機期間の後給付されるが、収入の額によって差があり、収入のほぼ3分の2を保障する建前となっている。

健康保険の拠出額は、傷病手当金の額に比例しているが、課税収入額の2%に達しない程度の額である。

医療保険の概要を終るに当たって、紹介資料から取纏めた、年次別医療保険加入者数割合、および傷病手当受給資格者数と傷病手当金額を掲げると、つぎの各表のとおりである。

表4 医療保険加入者数割合 (単位: %)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
成人人口に対する加入者数の割合				
1952	75.3	4.5	84.7	60.6
54	76.2	4.6	90.0	57.4
56	88.4	5.2	100.0	99.1
58	88.8	5.3	100.0	99.1
60	89.4	5.7	100.0	99.4

さらに関係資料として、紹介資料から取纏めた年次別の医療関係者数と病床数とを次頁に掲げておこう。この

表5 傷病手当受給資格者数と傷病手当金額

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
医療保険加入者(妻および子供を含む)に対する傷病手当受給資格者数の割合(1960年)	52%	81%	32%	61%
傷病手当金の賃金日額に対する割合(典型事例において)	クローネ	マルク	クローネ	クローネ
単身者 1958	14	57	37	69
60	11	60	37	64
夫婦のみ 1958	14	54	41	64
60	11	57	40	58
夫婦および2人の子 1958	14	52	47	67
60	14	54	44	64
各首都における傷病手当金の賃金日額に対する割合(金属工業労働者夫婦と子供2人という典型事例について、1962年)	クローネ	—	クローネ	クローネ
年収入 19,000	19,000	—	18,643	18,480
傷病手当金日額(家族付加および児童手当を含む)	24.20	—	24.33	29.01
契約による補足給付	—	—	10.00	—
計	24.20	—	34.33	29.01
年収入に対する割合				
契約による補足給付のない場合	45%	—	47%	67%
契約による補足給付のある場合	—	—	66	—

(注) 傷病手当金はデンマークにおいてのみ課税対象となる。

両表には参考のためわが国における60年の数をも添えておいた。

2 老齢年金

デンマーク 救貧法から高齢者扶助が分離されたのは1891年のことであり、1922年にいたって無拠出老齢年金が創設されたのであったが、その受給者は健康保険組合の組合員でなければならないこととなっていた。

年金受給年齢は65歳(単身女子60歳)であったが、57年10月から最低年金制度が実施されることとなり、全国民のうち該当年齢の者は資力の如何を問わず一定額の最低年金を受給し、さらに補足年金を資力調査を伴ってではあるが受給することとなった。この制度の受給年齢は67歳と繰上げられたので、これに即応して従来の年金制度についても、59年4月からは66歳(単身女子は61歳)、61年4月から67歳(単身女子は62歳)と順次繰上げられることとなった。

従来は給付に当たって資力調査を伴っていたのであるが、57年10月の改正によって、稼働者平均収入の9%に当る額が資力調査なしに全該当者に給付されることとなり、同時に基本年金に従来の燃料加算、被服加算その他を繰入れ、従来の総額よりも大幅に、約13%も引上げることとなった。また年2回一般物価の変動にスライド

表 6 医療関係者数 (単位: 人)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
医師 1 人当り人口					
1952	944	1,924	1,056	1,370	
54	898	1,826	917	1,332	
56	864	1,758	937	1,250	
58	817	1,691	917	1,130	
60	814	1,573	885	1,050	906
助産婦 1 人当り出産数					
1952	99	64	47	69	
54	110	59	48	61	
56	113	52	53	60	
58	113	46	53	56	
60	118	45	57	98	31
看護婦 1 人当り人口					
1952	435	681	435	511	
54	326	587	356	468	
56	305	543	378	418	
58	277	474	375	382	
60	281	434	358	340	503
歯科医師 1 人当り人口					
1952	2,627	2,941	1,815	1,887	
54	2,350	2,780	1,762	1,750	
56	2,300	2,723	1,750	1,630	
58	2,364	2,582	1,550	1,550	
60	2,267	2,462	1,495	1,470	2,816

(註) 日本については 60 年のみを掲げる。日本においては看護婦に准看護婦、看護人、准看護人をも含めている。

(資料) 日本については人口動態統計、医師・歯科医師・薬剤師調査。

させることとなっている。

さらに 60 年からは受給資格や資力調査を緩和し、補足年金地域差を撤廃することとした。

年金の財源は、57 年から国民年金税(課税所得に対し 1%)を創設したが、60 年にはこれに加えて身体障害年金税 0.25% を徴収することとし、合せて 1.25% となった。この身体障害年金は、従来は無拠出制を採っていたものである。

フィンランド 1939 年(37 年に成立)から全国民に対する強制老齢年金制度が開始されており、受給年齢は 65 歳となっていた。戦後のインフレーションによって、その年金額は有名無実にも近い低額となっていたので、57 年 1 月から新しい国民年金制度が発足することとなった。最低年金である基本年金は全受給者に対して同一額であり、それに加えて地域差のある補足年金が、資力調査を伴ってではあるが給付される。この場合受給年齢に達しない妻や子供に対しても額はともかくとして給付される。ただし財源からみて、補足年金は公的扶助の一種といってもよく、補足扶助ともいうべき

表 7 病床数 (単位: 床)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	日本
人口 10 万当り一般病床数					
1952	550	341	496	512	
54	542	339	508	704	
56	546	337	526	720	
58	571	348	539	750	
60	557	369	554	766	501
人口 10 万当り結核病床数					
1952	95	153	132	114	
54	91	151	122	101	
56	78	149	113	97	
58	65	144	91	88	
60	48	143	75	78	270
人口 10 万当り精神病床数					
1952	249	239	195	432	
54	234	235	195	407	
56	231	252	194	420	
58	236	296	205	433	
60	252	360	201	458	102

(註) 日本については 60 年のみを掲げる。日本においては一般病床には病院の一般病床と一般診療所の病床を含めている。

(資料) 日本については人口動態統計、衛生行政業務報告(厚生省報告例)。

ものである。

受給者の年収入の認定は年間推定によって行なうのであるが、国民年金、児童手当、親戚や雇用主からの援助などはその認定に算入されず、任意保険の保険金、雇用主からの年金給付、資産収入などはある限度まで算入されない。

年金の財源は、従来は 2% であったものが、58 年 1 月から 3% (その半ばは雇用主負担) に引上げられた。

ノルウェー 1936 年から地方自治体による強制年金が全国的制度として実施され、資力調査のうえ支給されることになったが、その受給年齢は 70 歳であった。59 年 1 月から全国民該当年齢者に最低年金を給付し、さらに加えて資力調査によって減額される補足年金を給付する方式が採られることとなった。また 61 年 1 月から身体障害保険年金が創設せられた。

年金の財源は、デンマークにならって国民年金税によって行っている。

スウェーデン 療養年金は老齢年金と同一法により、寡婦年金(この年金は北欧においてはスウェーデン以外の国には見られない)も全国民年金制度の一部となっている。

積立方式による全国民強制の老齢年金がはじめられたのは 1913 年のことであったが、その年金額が生計費をまかないように引上げられたのは 48 年のことであ

った。受給年齢は 67 歳であり、基本年金のほかに一般物価の変動に応じてスライドさせる物価補足、生産向上による国民繁栄の分け前を与えようという基本補足、地方住宅補足、盲目手当、介護手当、身障手当など、資力調査を伴ってではあるが給付される。

50 年以來 3 度にわたって年金制度改革のための委員会が設けられたのであるが、57 年 10 月 3 日の国民投票を経て、被用者に対する所得比例年金制度が導入されることとなり、59 年の国会を経て、63 年 1 月から実施されることとなった。これによって 20 年の後には、稼働収入を挙げている全国民、すなわち雇用主、被用者、自営業主のすべてが、その一生のうち最高収入であった 15 年間の稼働収入の 60% を年金として給付されることとなった。しかもこの新制度のために提出を行なうのは、政府負担分はなく、被用者の場合は雇用主、自営業主などは本人である。

年金の財源は、従来課税収入に対して 1.8% であって、療養年金、寡婦年金の分をも含んでいたのであるが、59 年には課税収入の 4% を拠出せしめることとした。また新しい所得比例年金制度については、前述のとおり雇用主および自営業者によってまかなわれるのであるが、拠出開始の 60 年には課税収入の 3% であり、それを 64 年の 7% まで毎年 1% ずつ増加せしめることとなっている。

老齢年金の概要を終るに当って、紹介資料から取纏め

表 8 老齢年金の受給者数割合

(単位: %)

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
65歳以上人口に対する年金受給者の割合				
1952	59	79	53	—
54	59	87	54	88
56	61	91	54	88
58	80	100	57	91
60	88	100	66	89
67歳以上人口に対する年金受給者の割合				
1952	—	—	60	100
54	—	85	60	100
56	—	89	61	100
58	85	100	63	100
60	97	100	76	100
70歳以上人口に対する年金受給者の割合				
1952	80	85	75	100
54	68	80	75	100
56	69	86	76	100
58	86	100	78	100
60	98	100	100	100

(注) スウェーデン 65 歳以上 58 年は身障年金などをも含む。

た、老齢年金の受給者数割合、老齢年金の最低年額、老齢年金の最高年額、典型事例における年収入に対する年金年額の割合を掲げると、表 8 をはじめつぎの各表のとおりである。

表 9 老齢年金の最低年額 (物価補足などを含む)

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
夫婦の場合				
夫婦ともに年金受給者				
1952	2,901	—	1,800	2,160
54	3,377	637.2	2,160	2,880
56	3,764	791.2	2,796	2,960
58	4,716	1,488.0	3,180	3,920
60	5,092	1,656.0	3,492	4,350
夫または妻が年金受給者				
1952	2,330	—	1,200	1,350
54	2,683	318.6	1,440	1,800
56	2,947	395.6	—	1,850
58	3,636	864.0	2,112	2,450
60	3,975	948.0	2,328	2,750
単身者の場合				
1952	1,946	—	1,200	1,350
54	2,335	318.6	1,440	1,800
56	2,527	395.6	1,860	1,850
58	3,156	864.0	2,112	2,450
60	3,417	948.0	2,328	2,750

(注) この表における最低年額は、全該当年齢国民に給付する最低年金制度によるものではない。その最低年額はたとえばデンマークにおいては、1963 年 4 月に夫婦 1,560 クローネ、単身者 1,044 クローネである。

表 10 老齢年金の最高年額 (物価補足などを含む)

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
夫婦の場合				
夫婦ともに年金受給者				
1952	3,828	918.8	3,840	3,860
54	4,108	918.8	4,320	4,966
56	4,609	1,072.8	5,100	5,046
58	5,424	1,800.0	5,484	6,206
60	5,668	1,968.0	5,676	6,636
夫または妻が年金受給者				
1952	3,082	459.4	2,364	2,530
54	3,342	459.4	2,664	3,076
56	3,804	536.4	—	3,308
58	4,200	1,056.0	3,396	4,042
60	4,389	1,140.0	3,528	4,342
単身者の場合				
1952	2,566	459.4	2,364	2,530
54	2,826	459.4	2,664	3,725
56	3,240	536.4	3,144	3,775
58	3,600	1,056.0	3,396	4,575
60	3,771	1,140.0	3,528	4,875

表 11 典型事例における年収に対する年金年額の割合（年金以外の収入がない場合）（単位：%）

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
単身者				
1958	28	24	15	32
60	31	24	29	43
夫または妻が年金受給者				
1958	30	22	15	28
60	35	23	28	35
夫婦ともに年金受給者				
1958	42	38	23	43
60	45	40	39	53

3 児童手当

いずれの国においても、まず税額控除による児童保障からはじめられたのであるが、全国民に対する児童手当制度は、デンマークは 1949 年、フィンランドは 48 年、ノルウェーは 47 年、スウェーデンは 48 年と、ほとんど時を同じくして開始せられた。ただデンマークにおいてのみ資力調査を伴っており、それだけに税額控除に依存する割合が高くなっていた。ただしデンマークにおいても 61 年には税額控除の制度は廃止されている。

受給年齢は、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンは 16 歳未満、フィンランドは 17 歳未満である。ただノルウェーだけは、全該当年齢児童に対してではなく、第 2 子以下に給付される。しかも寡婦および未婚女子の子供に対しては、全児童に対して給付される。

デンマークにおいては、片親や孤児の場合には資力調査を伴う特殊児童手当や、年金受給者に対する特殊児童手当があり、多子世帯に対する住宅補助がある。フィンランドにおいては、低所得であって多子（子供 4 人以上）の世帯に特殊児童手当が給付せられるが、主として現物給付である。スウェーデンにおいても、寡婦、身体障害者などの子供、孤児などで貧困な者に対して、資力調査を伴ってではあるが特殊児童手当が給付される。

児童手当の概要を終るに当たって、紹介資料から取纏めた、児童手当受給者数割合、児童手当の年金額を掲げると、右表のとおりである。

II 紹介資料の考え方

紹介資料に述べられている考え方を、1 社会保障の範囲、2 統計作成上の約束事項、3 利用上の注意事項に分けてその要約を掲げておこう。

1 社会保障の範囲

表 12 児童手当の受給者数割合（単位：%）

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
全児童数に対する一般児童手当受給者の割合				
1952	約 97	100	53	100
54	87	100	52	100
56	85	100	53	100
58	87	100	51	100
60	90	100	52	100

表 13 児童手当の年金額

	デンマーク (クローネ)	フィンランド (マルク)	ノルウェー (クローネ)	スウェーデン (クローネ)
1 人当り一般児童手当年額				
1952	約 94	144.0	240	290
54	139	144.0	240	290
56	149	144.0	300	290
58	147	144.0	360	400
60	145	144.0	360	450
1 人当り特殊児童手当年額				
1952	475	—	1,928	242
54	642	—	2,056	582
56	722	31.45	2,599	633
58	769	42.50	2,677	567
60	821	47.00	1,431	968
1 人当り税額控除による児童保障年額				
1952	—	—	—	—
54	—	—	—	—
56	140	33.97	334	—
58	182	34.70	378	—
60	202	35.00	437	—

この資料でいう社会保障の範囲は、政府が財政面で関与している諸制度と、雇用主によっても財政的裏付けがなされており、しかも法制によって定められている諸制度とである。

社会保障統計を作成しようとする場合、一国内においてもその分類については種々困難な問題が生じてくるものであるが、まして異なった法制と異なった行政とが実施せられている数カ国の間においては、厳密な意味において共通な項目に分けた統計を作ろうとすればするほど、その困難さはさらに数倍してくるものであるといつてよい。

ここでとられている分類原則は、社会保険というような形式的な区分ではなく、社会保障に含められるべき特定の問題、たとえば失業とか医療とかという特定の問題を解決するための施策は、それぞれ同一の分類に含めら

れるべきであるという考え方である。

つぎに、社会保障的な意味が第2次的なものとして考えられている施策の経費、たとえば一般世帯に対する住宅建設補助、一般学生に対する奨学金などのための経費は、この統計に含められるべきでないとして除いている。したがって、所得再配分をはかるための種々の施策については除いたものが多いのであるが、個人の所得税課税額評価に当っての児童保障控除額のみはこの統計に含めている。この税額控除は、現金給付による普通の児童手当と全く同義であり、社会保障費に計上することが妥当であると認められるからである。

社会保障費の大宗をなすものは、社会保険の経費と窮乏した国民に対する公的扶助の経費とである。この2大項目のほか、この統計には各種の項目を加えているのであるが、加えることの可否について問題となった諸点をつぎに掲げておこう。

(1) 傷病者に対する公的な保障は、健康保険組合制度によるとともに、公立病院および一般的な公衆衛生施策によっても与えられる傾向が強くなってきている。そこで関係の公衆衛生施策のための経費総額をも含めている。しかし上下水道の供給というような形で全地域社会に実施される環境衛生施策までを含んでいるわけではない。

(2) 公費負担による教育は、たしかに社会福祉の向上に役立つ施策ではあるが、他の文化的諸施策と同様にこの統計から除いている。ただ、学校給食と学童に対する保健施策とは社会保障的要素が強いと考えられるので、この統計に含めている。また身体障害者の補導訓練施策をも含めている。

(3) 住宅政策のうちでは、特殊な部分のみ、すなわち多子世帯に対する家賃補助と、老齢年金や身体障害年金受給者に対する住宅提供とを含めている。

(4) 公共事業が失業保険給付の代替となっている場合、たとえばフィンランドなどにおいてはそうであるが、公共事業のための貸金支出を含めている。

(5) 戦時戦後に広範に適用された食糧割引券および類似の価格安定施策は、それが低所得階層に対してのみ行なわれた場合、あるいは世帯福祉施策の一部として児童に対して行なわれた場合などにのみ限って含めている。

(6) 傷病時における生計費補助としての傷病手当金は、この給付が一般的な保険制度の一部となっている限り、自動的にこの統計に含まれている。しかしながら、傷病中の被用者に対して貸金として支払うように義務づけられている雇用主の支出も、傷病手当金の代替として

考えられるべきではあるが、この種の支出についての資料は実に貧弱であり、この統計には含めていない。

2 統計作成上の約束事項

(1) 中央政府または地方自治体における公費はもとより、それ以外の財源による経費をも収入として含めている。すなわち実収入＝中央政府負担＋地方自治体負担＋雇用主負担＋一般国民負担であり、本稿では省略したのであるが、社会保障費は各国別にこの収入の源泉別に分けて掲げられている。そこで組替による二重計上を防ぐように特別の注意を払っている。とくに中央政府から地方自治体に支出されるものについてしかりである。

(2) この統計においては、上述の実収入総額に各種基金の積立金からの払出しをも加えたうえ、各種基金への繰入れを差引いて社会保障費としている。すなわち社会保障費＝実収入＋基金からの払出し－基金への繰入れである。この社会保障費について源泉別構成割合を算出する場合には、実収入についてみている。ただしスウェーデン 1960 年分に限っては、「実収入＋基金からの払出し－基金への繰入れ」について構成比をみている。この場合「雇用主負担＋基金からの払出し－基金への繰入れ」の構成割合を雇用主負担の割合とみなしている。

(3) なお、上述の源泉別分類に当っては、各種基金における積立金の利子収入は独立の項目としては計上せず、一般国民負担に含めている。

(4) 給付費と事務費とが同一項目に含まれる場合が多いので、54 年まで実施してきた中央行政費の算定でさえも、それ以後はやめることとした。行政費については、その帰属すべき項目が数種に分れている場合には、その各種項目に対して金額の多寡による比例配分を行なっている。

(5) 医療などにおいては、受給者が自己負担している経費総額を計上することはせず、正規の保険給付のみを計上している。たとえばデンマークにおいては、国庫補助組合第1種正会員に無償の医療給付を行なっているのであるが、その他の国々においては被保険者の一部自己負担制度がとられており、被保険者は保険料のみでなく、治療費や薬剤費の支払の一部をも負担している。このような場合にも、その自己負担分については計上していない。

(6) とくに老齢保障においてであるが、国によっては、保険料が一般個人の所得税と同様に特別税として徴収せられている。この税収入をも被保険者からの保険料として計上している。

このことは、特別税が目的税であって、その徴収目的

以外には支出し得ないという事情によったからである。しかし政府資金からの繰入れと一般国民からの拠出との形式的な区別は、主として歴史的なものに過ぎず、つきつめていけば、結局はこれらはすべて一般国民によって負担されているのにほかならない。

(7) この統計における雇用主負担は、法的に義務づけられているものに限られており、任意的なものや契約的なものは含まれていない。したがって、たとえば雇用主が独自に行なっている住宅施設などの経費は含まれていない。

(8) 私設の援護団体については、その活動に対する公的援助の経費のみが計上されている。

(9) この統計においては純額を採っているもので、ある場合には、たとえば受給者の支払う利用料などの収入を粗額から差し引いている。

(10) 可能な限り資本投資あるいは施設建設費などを経費として計上せず、施設については経常の運営費のみを計上するよう努めている。

3 利用上の注意事項

(1) この統計においては、必ずしも暦年基準で計上されているとは限らない。デンマークにおいては、概して中央政府、地方自治体の財政支出は、その会計年度(4月1日から翌年3月末日まで)を基準としている。しかしデンマークにおいても、それ以外については暦年基準となっている。フィンランドにおいては、ノルウェー、スウェーデンの大部分と同様に暦年基準となっている。しかしノルウェー、スウェーデンのあるものは、その中央政府支出とともに7月1日から翌年6月末までの会計年度によっている。そこでこの統計においては、ある暦年内にはじまる会計年度の1年間の支出をも、その暦年と同一年として計上するという原則をとっている。

(2) 経費はまず各国独自の通貨(フィンランドは新マルク)によって計上されている。これを一つの共通単位通貨に換算することをあえて差控えている。その代りにこれら社会保障費の国際比較に役立てるために、社会保障費の国民所得に占める割合、国民1人当り社会保障費、物価変動を考慮に入れたその実質的な推移、各種経費の源泉別割合などを掲げている。

ともかくも、これら経費を単一貨幣価値に換算して、各国の社会保障水準を表すものとして、機械的に利用することは厳にいましめる必要があるとしている。

(3) ここで採られた社会保障費の定義は独特のものであり、政府によって援助されていない各種の制度については含めていない。たとえば個人的な慈善方策や、法

制によって定められていない労働福祉方策などであるが、これら諸方策の重要性については、国によって異なっており同一ではないと考えられる。これら資料を欠くことが、社会保障水準の指標としてのこの統計の価値を、幾分か減少せしめるのではないかと懸念している。

また社会保障費は、広義の社会保障の積極的な改善進歩の部面のみではなく、同時に不健康、失業などの反社会保障的事象を減少せしめるべき諸施策についても、その経費を計上すべきものであろうが、この面に関する資料は十分ではないと考えている。

(4) この統計に掲げられた数字が、ある場合には若干不正確のきらいのあることを免れない。また社会保障費という定義も、広くも狭くも定めることができる。したがってこの統計が諸国における社会保障水準を完全に正確に表示するものであると断言することは、何とんでも危険であるということ十二分に認識しておく必要があるとしている。

III 資 料

まず北欧諸国の社会保障制度について、つづいて紹介資料について専門委員会がとっている考え方などについて述べてきたのであるが、ここで本題である社会保障費関係の資料を掲げておこう。

これらの資料に対して専門委員会は何らの解析をも加えていない。一方社会保障費に関してある程度の文献が見られないでもないが、社会保障制度が体系として整備された時期が比較的新しいだけに、歴史的発展として時系列的に跡づけ、理論づけたものはあまり見当たらないようである³⁾。このような意味において、約10年前後の間にわたってその推移を辿っている紹介資料は、貴重なものであるといつてよいであろう。そこでこれら資料について、顕著な注目すべき諸点を拾い上げて、あえて若干の解説をも加えておこう。

次頁の資料1は実額であって、1950年分と10年を経た60年分とを掲げておく。社会保障の規模を決定する条件、とくに経済的要因としては、国民所得の成長と国家財政の増大との関係としてとらえることができる。このことは後に社会保障費の国民所得に対する割合としても見るところであるが、まず基礎的資料として実額によって表示することとした。この表によって、小項目別に

3) 文献として、J. Henry Richardson の *Economic and Financial Aspects of Social Security* をはじめ、Lewis Meriam & Karl Scholotterbeck, Ronald Mendelsohn, Alan T. Peacock, Colin Clark の関係の著書や編著が知られている。

資料1 社会保障費実額 (1950 年および 60 年)

項 目	1950 (1950/51)				1960 (1960/61)				日 本 100 万円
	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン	
	100 万デ ンマーク クローネ	100 万フ ィンラン クマルク	100 万ノ ルウェー クローネ	100 万ス ウェーデ ンマーク クローネ	100 万デ ンマーク クローネ	100 万フ ィンラン クマルク	100 万ノ ルウェー クローネ	100 万ス ウェーデ ンマーク クローネ	
I. 医療および保健衛生									3 精神薄弱者福祉 6 心身障害児等対策 14-17 各種健康保険および国民健康 保険 24-29 船員保険および各種共済組合 の医療保険分 30 結核対策 31 精神衛生事業 32 らい予防対策 33 麻薬中毒者収容保護 34 伝染病予防 35 保健所 39 国公立医療機関整備 40 国公立医療機関運営 41 医療金融公庫出資 42 その他の公衆衛生および医療
1. 医療保険	186.6	4.1	209.2	154.4	399.6	14.4	735.4	1,078.2	
2. 公衆衛生および医療	316.7	61.8	149.1	549.5	777.7	267.9	343.1	1,542.2	
3. 精神障害など	26.9	0.6	7.4	—	76.4	5.5	35.6	66.0	
4. 歯 科	13.6	—	10.4	18.9	50.3	10.9	37.0	83.4	
I 計	543.8	66.5	376.1	722.8	1,304.0	298.7	1,151.1	2,769.8	330,020
II. 労働災害									22 労働者災害補償保険
1. 業務災害補償保険	49.6	15.2	28.1	101.5	101.1	53.2	89.5	100.2	
2. 労働者保護	2.6	0.4	1.1	2.0	8.1	1.9	3.1	6.5	23 公務災害補償
II 計	52.2	15.6	29.2	103.5	109.2	55.1	92.6	106.7	31,961
III. 失 業									20 失業保険 21 政府職員失業者退職手当 24 船員保険の失業部門 55 失業対策諸事業 56 中高年齢者等就職促進 57 炭鉱離職者等援護対策 58 その他の雇用対策
1. 失業保険	188.6	0.1	13.3	28.4	161.4	1.9	90.3	121.0	
2. 就労対策	4.1	0.8	4.9	19.7	10.1	5.5	13.5	49.6	
3. 失業者訓練	2.7	4.1	—	1.2	5.0	12.1	—	29.2	
4. 公共事業	26.2	40.3	5.2	10.6	22.2	71.6	16.6	90.2	
III 計	221.6	45.3	23.4	59.9	198.7	91.1	120.4	290.0	95,778
IV. 老齢, 身障者などの 年金その他									2 身体障害者福祉 4 老人福祉 11 国立更生援護機関 18 厚生年金保険 19 国民年金 24-29 船員保険および各種保険の年 金保険分 43 文官恩給 44 地方公務員恩給 46 その他の恩給
1. 老齢年金	427.9	15.9	183.8	853.1	1,298.6	363.0	786.5	2,600.1	
2. 身障年金	106.9	—	28.7	—	365.5	—	110.6	—	
3. 寡婦年金	—	—	—	—	36.1	—	—	—	
4. 身障者のリハビリテ ーションおよび就業	13.9	4.5	5.3	25.1	60.1	15.2	23.7	38.1	
5. 老人施設	41.0	0.1	17.7	—	139.2	33.0	32.4	114.8	
6. 年金受給者住宅	5.9	—	—	6.8	18.7	—	—	11.5	
IV 計	595.6	20.5	235.5	885.0	1,918.2	411.2	953.2	2,764.5	106,359
V. 家庭および児童									5 児童福祉 7 児童扶養手当 8 母子衛生 9 母子福祉 10 学校給食費
1. 妊産婦および乳児保 護	27.9	6.9	11.1	29.5	52.5	13.2	28.3	83.2	
2. 育児施設, 幼稚園, 学童放課後施設など	25.0	1.3	1.7	—	72.7	14.4	7.3	—	
3a. 一般児童手当	106.0	101.7	76.8	454.6	160.7	206.3	184.9	815.5	
3b. 特殊児童手当	7.2	5.7	4.4	—	16.5	8.7	35.7	13.8	
4. 生活給付	13.0	—	—	4.6	24.7	—	2.7	26.8	
5. 児童福祉	33.3	9.4	9.2	64.9	71.6	20.7	28.7	154.3	
6. 学校給食	11.4	12.0	3.4	51.8	10.7	33.0	4.0	170.0	
7. 学校衛生	5.6	—	1.1	1.1	10.7	—	3.7	—	
8. 家庭訪問婦	8.3	0.1	3.0	9.4	20.8	4.6	12.1	42.3	
9. 結婚資金	—	0.3	—	0.5	—	0.3	—	0.4	

項 目	1950 (1950/51)				1960 (1960/61)				日 本
	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン	デンマ ーク	フィン ランド	ノルウ ェー	スウェ ーデン	
	100 万デ ンマーク クローネ	100 万フ ィンラン ドマルク	100 万ノ ルウェー クローネ	100 万ス ウェーデ ンクロー ネ	100 万デ ンマーク クローネ	100 万フ ィンラン ドマルク	100 万ノ ルウェー クローネ	100 万ス ウェーデ ンクロー ネ	
10. 有子家庭に対する住 宅補助	4.4	0.1	1.1	32.1	33.6	2.1	9.3	126.0	
11. 母子に対する休暇そ の他	2.3	1.1	0.4	23.7	9.7	0.6	0.8	4.4	
V 計	244.4	138.6	112.2	672.2	484.2	303.9	317.5	1,436.7	13,985
VI. 公的扶助									
1. 一般公的扶助	50.8	37.0	37.6	119.4	41.9	61.4	61.9	150.5	1 生活保護
2. その他の公的扶助					18.1	0.4	3.4	3.4	12 災害救助 13 その他の社会福祉 52 第二種公営住宅建設
VI 計	50.8	37.0	37.6	119.4	60.0	61.8	65.3	153.9	71,181
VII. 戦争犠牲者援護	13.3	5.4	19.8	11.6	20.3	75.9	37.9	12.3	45 旧軍人遺族恩給 47 戦死者遺族年金等 48 戦傷病者医療等 49 原爆医療 50 その他の戦争犠牲者援護
									125,559
VIII. 中央行政費	33.2	1.6	4.7	33.3	—	—	—	—	—
I-VIII 計	1,755.0	379.1	838.7	2,607.9	4,094.6	1,297.7	2,738.0	7,533.9	774,843
IX. 税額控除による児童	100.0	17.0	146.0	46.0	250.0	26.0	505.0	—	—
I-IX 合 計	1,855.0	396.1	984.7	2,653.9	4,344.6	1,323.7	3,243.0	7,533.9	774,843

(註) (1) 日本は社会保障制度審議会算定の大項目別金額のみを掲げ、しかもそれに含まれる小項目については事務局算定に用いた番号を付記しておくことにした。なお北欧諸国の算定項目と合致させるために事務局算定から下記の項目を除外した。

36 簡易水道等施設整備 37 環境衛生対策 (清掃施設) 38 下水道施設整備 51 第一種公営住宅建設 53 不良住宅地区改良 54 電気導入

(2) 上記資料においては社会保険は合計額一本で掲げられているのであるが、この表においては細分して4項目に分割した。そのために数値に若干の食い違いが生じている。

(3) 日本の数値は決算額である(後掲資料のうち 64 年度のみは予算額)。

実額の動きを知ることができる。参考のためわが国の 60 年分について、大項目別実額を掲げておいた。しかも北欧諸国とわが国とでは項目分類が異なっているため、わが国について組替えを行なって北欧諸国に合致させたので、その大項目ごとに、そこに含まれる小項目を掲げることとした。

次頁の資料 2 は項目別構成割合である。社会保障制度のうちどの要求を優先させるかは、たとえ人間の所要が本来すべての国で同じであるにしても、国の大きさ、人口構成、生活水準、政治的社会的な物の考え方、伝統、経験などが異なっているので、それによって異なり、社会保障の措置の方法は国ごとに区々になっている。逆に項目別構成割合は、国ごとの政治的社会的な態度、政策などを示す点においても重要であるといつてよい。

まず 10 年前後にわたる項目別構成割合の動きを見ておこう。

デンマークにおいて、この間に著しく増加したのは IV

老齢、身障者などの年金その他であり、反対に減少したのは III 失業、IV 公的扶助などである。とくに IV の増加については、57 年における最低年金制度実施の結果が表れているものと考えられる。

フィンランドにおいて、やはり IV 老齢、身障者などの年金その他の増加が目につく。ついで I 医療および保健衛生も漸増している。反対に III 失業、V 家庭および児童、VI 公的扶助、VII 戦争犠牲者などが減少している。この国においても 57 年の新国民年金制度発足の結果が目立っている。

ノルウェーは、構成割合においてこの約 10 年間に最も変動の少かった国である。ただこの国においても、IV 老齢、身障者などの年金その他の漸増、VI 公的扶助の漸減が目につく。

スウェーデンにおいては、55 年の国民皆保険実施の結果をうけた I 医療および保健衛生の増加をはじめ、IV 老齢、身障者などの年金その他の漸増が目につき、

資料2 社会保障費の項目別割合

(単位: %)

項 目	デ ン マ ー ク						フ ィ ン ラ ン ド					
	1950	52	54	56	58	60	1950	52	54	56	58	60
I 医療および保健衛生	29.3	28.5	30.0	30.6	29.1	30.0	16.8	17.4	16.7	19.2	20.7	22.6
II 労働災害	2.8	2.6	2.5	2.3	1.1	2.5	3.9	3.9	3.7	3.7	3.2	4.1
III 失業	11.9	14.2	10.2	11.6	8.4	4.6	11.4	4.9	11.7	10.8	10.1	6.9
IV 老齢, 身障者などの年金その他	32.2	31.9	33.2	34.4	41.2	44.2	5.2	10.5	12.0	16.9	28.7	31.1
V 家庭および児童	13.2	11.8	13.4	12.7	11.3	11.1	35.0	40.0	35.6	32.1	24.7	22.9
VI 公的扶助	2.7	3.0	2.5	2.4	2.4	1.4	9.4	9.4	9.0	5.9	4.6	4.7
VII 戦争犠牲者	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	13.6	9.5	7.7	8.6	6.2	5.7
VIII 中央行政費	1.8	1.7	1.8	—	—	—	0.4	0.3	0.3	—	—	—
IX 税額控除による児童	5.4	5.7	5.9	5.5	5.3	5.7	4.3	4.1	3.3	2.8	1.8	2.0
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

項 目	ノ ル ウ ェ ー						ス ウ ェ ー デ ン						日 本		
	1950	52	54	56	58	60	1950	52	54	56	58	60	1960	62	64
I 医療および保健衛生	38.2	35.4	38.4	35.1	36.5	35.4	27.2	30.7	28.3	37.3	36.5	36.8	42.6	47.6	50.3
II 労働災害	3.0	2.6	3.0	3.1	2.2	2.9	3.9	3.3	3.0	1.8	1.6	1.4	4.1	4.1	3.6
III 失業	2.4	3.4	3.5	3.3	3.9	3.7	2.3	1.8	2.8	2.9	3.2	3.8	12.4	13.4	11.9
IV 老齢, 身障者などの年金その他	23.9	24.7	28.1	27.6	26.6	29.4	33.4	34.0	37.9	36.3	36.3	36.7	13.7	12.3	12.7
V 家庭および児童	11.4	11.1	10.8	10.4	11.2	9.8	25.3	23.8	22.0	19.2	20.0	19.1	1.8	2.5	2.6
VI 公的扶助	3.8	3.4	2.7	2.3	2.3	2.0	4.5	4.7	4.5	2.2	2.2	2.0	9.2	9.2	8.9
VII 戦争犠牲者	2.0	1.6	1.4	1.4	1.2	1.2	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	16.2	10.9	10.0
VIII 中央行政費	0.5	0.4	0.4	—	—	—	1.3	1.3	1.2	—	—	—	—	—	—
IX 税額控除による児童	14.8	17.4	11.7	16.8	16.1	15.6	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その反面 V 家庭および児童, VI 公的扶助などの漸減が目立っている。

構成割合を北欧諸国を通じて見ると, I 医療および保健衛生は, 国民皆保険の実現していないフィンランドは別としてほぼ 30% から 37% まで, IV 老齢, 身障者などの年金その他はほぼ 30% から 44% までとなっている。また V 家庭および児童には開きがあってほぼ 10% から 23% までとなっており, VI 公的扶助は, フィンランド 4.7% の最高に対し, 他の諸国は 2.0% 以下となっている。

一般的な傾向としていえることは, IV 老齢, 身障者などの年金その他の増加傾向が目立っており, I 医療および保健衛生もほぼ増加傾向にあるといつてよい。児童手当制度はすでにすべての国において実現しており, この約 10 年の間には大きな変更がなかったために, V 家庭および児童の構成割合は, 他の制度の発展を反映してかえって減少気味であるといつてよい。

なおわが国の 60-64 年を添えておいた。I 医療および保健衛生 40-50%, IV 老齢, 身障者などの年金その他 12-14%, V 家庭および児童 2-3%, 公的扶助 9%

となっていて, 北欧諸国の構成割合とはかなり異なっているといつてよい。

次頁の資料3は人口1人当り社会保障費である。国の規模が異なる場合に, 社会保障費を比較する一つの資料である。本稿においては省略したのであるが, 労働人口1人当り社会保障費も算定されている。

生計費指数によって実質価格に換算し, 1948年を100とした社会保障費指数は, 1961年にはフィンランド, ノルウェーの245程度, デンマーク, スウェーデンの190程度となっている。なおわが国においては60年を100として63年には144となっている。

68頁の資料4は社会保障費の国民所得に対する割合である。社会保障費を国民所得との関連において見ることが, 社会保障費を評価するのに最も有効な測定方法であるといわれている。社会保障費として国民所得のうちいくらを充て得るかは, 通常資本投資, 防衛支出等, 他の需要との関連で定められるが, たとえば R. Mendelsohn のその割合は平時は5%, 不況時には7.5%程度が適当なのでなかろうかとの意見もある。なお J.H. Richardson は, 経済的に進んだかなり高い生活水準を持つ国に

資料3 人口1人当り社会保障費

	人 口 (7月1日現在) (千人)	社会 保障 費 (100万クローネま たは 100万マルク)	人口1人当り 社会 保障 費 (クローネま たはマルク)	生計費指数 (1948=100)	人口1人当り 社会 保障 費 (1948年価格に換算)	同左人口1人当り 社会 保障 費の指数 (1948=100)
デンマーク	1948	4,190	1,481	100	353	100
	50	4,271	1,855	107	406	115
	52	4,334	2,352	123	441	125
	54	4,408	2,632	124	481	136
	56	4,466	3,185	139	513	145
	58	4,516	3,867	145	590	167
	60	4,581	4,345	151	628	178
	61	4,617	4,849	154	682	193
フィンランド	1948	3,912	246	100	63	100
	50	4,009	396	123	80	127
	52	4,091	607	154	96	152
	54	4,187	722	156	110	175
	56	4,281	881	169	122	194
	58	4,359	1,209	201	138	219
	60	4,429	1,324	210	142	225
	62	4,467	1,461	214	153	243
ノルウェー	1948	3,201	808	100	252	100
	50	3,265	985	105	288	114
	52	3,327	1,435	133	324	129
	54	3,395	1,786	142	370	147
	56	3,462	2,206	148	430	171
	58	3,525	2,700	160	479	190
	60	3,585	3,243	164	552	219
	61	3,618	3,750	168	617	245
スウェーデン	1948	6,883	2,361	100	343	100
	50	7,017	2,654	103	367	107
	52	7,125	3,419	129	372	108
	54	7,213	4,188	132	439	128
	56	7,315	5,348	142	515	150
	58	7,409	6,474	155	564	164
	60	7,480	7,534	162	622	181
	61	7,520	8,133	166	652	190
日 本	1960	93,419	100万円 771,879	100	8,294 ^円	100
	61	94,285	939,722	105	9,470	114
	62	95,178	1,095,676	110	10,558	127
	63	96,156	1,308,235	114	11,944	144
	64	97,186	1,506,025	—	—	—

(註) 日本人口は 10 月 1 日現在である。

表 14 円貨換算による人口1人当り国民所得および社会保障費

(1960 年)

	日 本	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
円貨換算価格 (円) (1 クローネまたは 1 マルクに対して)	—	52.10	112.26	50.32	69.46
人口1人当り国民所得 (円)	127,780	388,572	291,438	356,930	500,883
指 数	100.0	304.1	228.1	279.3	392.0
人口1人当り社会保障費 (円)	8,294	49,411	33,551	45,520	69,961
指 数	100.0	595.7	404.5	548.8	843.5

資料4 社会保障費の国民所得に対する割合

		粗国民所得 (100 万クローネまたは 100 万マルク)	純国民所得 (100 万クローネまたは 100 万マルク)	粗国民所得に対する 社会保障費の割合 (%)	粗国民所得に対する 社会保障費の割合 についての指数 (1948=100)	純国民所得に対する 社会保障費の割合 (%)	純国民所得に対する 社会保障費の割合 についての指数 (1948=100)
デンマーク	1948	17, 595	15, 310	8. 4	100	9. 7	100
	50	21, 531	18, 783	8. 6	102	9. 9	102
	52	24, 913	21, 193	9. 4	112	11. 1	114
	54	27, 540	23, 432	9. 6	114	11. 2	115
	56	30, 593	25, 786	10. 4	124	12. 4	128
	58	33, 954	28, 453	11. 4	136	13. 6	140
	60	40, 550	34, 166	10. 7	127	12. 7	131
	61	45, 005	37, 775	10. 8	129	12. 8	132
フィンランド	1948	3, 413	3, 055	7. 2	100	8. 0	100
	50	4, 665	4, 130	8. 5	118	9. 6	120
	52	6, 973	6, 102	8. 7	121	10. 0	125
	54	7, 867	6, 796	9. 2	128	10. 6	133
	56	10, 018	8, 654	8. 8	122	10. 2	128
	58	11, 371	9, 613	10. 6	147	12. 6	158
	60	13, 716	11, 498	9. 7	135	11. 5	144
	61	15, 232	12, 781	9. 6	133	11. 4	143
ノルウェー	1948	13, 419	11, 263	6. 0	100	7. 2	100
	50	15, 567	12, 879	6. 3	105	7. 6	106
	52	20, 740	16, 959	6. 9	115	8. 5	118
	54	22, 992	18, 600	7. 8	130	9. 6	133
	56	27, 486	22, 013	8. 0	133	10. 0	139
	58	29, 255	22, 465	9. 2	153	12. 0	167
	60	33, 206	25, 429	9. 8	173	12. 8	178
	61	35, 764	27, 525	10. 5	175	13. 6	189
スウェーデン	1948	27, 839	22, 382	8. 5	100	10. 5	100
	50	31, 230	25, 340	8. 5	100	10. 5	100
	52	41, 833	34, 084	8. 2	96	10. 0	95
	54	45, 438	36, 598	9. 2	108	11. 4	109
	56	53, 407	42, 632	10. 0	118	12. 5	119
	58	59, 785	47, 699	10. 8	127	13. 6	130
	60	69, 064	53, 939	10. 9	128	14. 0	133
	61	75, 127	58, 555	10. 8	127	13. 9	132
日 本	1960	—	10億円 11, 937. 1	—	—	6. 5	100
	61	—	14, 196. 4	—	—	6. 6	102
	62	—	15, 775. 0	—	—	6. 9	106
	63	—	18, 188. 6	—	—	7. 2	111
	64	—	20, 390. 0	—	—	7. 4	114

(註) 日本国民所得 64 年度は実績見込額である。

においては、国民所得が増大するにつれて社会保障に支出される割合は減るであろうと述べているが、少くとも現段階における北欧諸国については妥当しないようである。

北欧諸国においては、純国民所得に対する割合はこの約 10 年間に、7-10% から 11-14% に上昇しており、61 年にはスウェーデン 13.9% が最も高く、フィンランドの 11.4% が最も低い。その 48 年から 61 年までの

上昇割合は、48 年を 100 として、ノルウェーの 189 が最も高く、他の諸国は 130-140 である。

なおわが国においては 60 年 6.5%、64 年 7.4% となっている。

わが国と北欧諸国との対比を行なうために、あえて各国為替レートによって円貨換算をしたのが前頁表 14 の 1 人当り国民所得および社会保障費である。わが国と北

資料5の1 社会保障費の源泉別割合

	中央政府	地方自治体	雇用主負担の保険料および拠出金	一般国民負担の保険料および保険税
1948	54.3	29.7	2.7	13.3
50	56.7	28.3	3.4	11.6
52	53.9	30.8	3.0	12.3
デンマーク	54	29.8	2.9	12.3
56	61.1	25.5	2.5	10.9
58	58.1	25.0	2.3	14.6
60	59.2	23.0	3.2	14.6
1948	48.5	18.8	25.1	7.6
50	49.7	18.6	24.3	7.4
52	46.9	20.4	25.8	6.9
フィンランド	54	19.9	23.0	6.0
56	48.8	22.3	23.5	5.4
58	48.5	23.5	20.1	7.9
60	42.5	23.6	24.4	9.5
1948	30.4	36.6	8.9	24.1
50	27.5	40.0	8.2	24.3
52	30.2	37.4	9.8	22.6
ノルウェー	54	38.2	10.5	23.8
56	27.7	35.3	10.3	26.7
58	25.3	36.2	10.7	27.8
60	24.4	32.5	17.2	25.9
1948	61.5	24.4	3.5	10.6
50	56.5	28.3	4.8	10.4
52	56.5	29.1	4.4	10.0
スウェーデン	54	29.5	3.4	9.7
56	48.5	27.3	7.3	16.9
58	47.4	28.4	6.4	17.8
60	43.6	28.6	6.0	21.8
1960	37.0	9.1	25.2	28.7
61	36.2	8.9	24.4	30.4
日本	62	8.3	24.9	31.3
63	33.9	7.6	26.3	32.1
64	32.6	7.3	26.8	33.3

(註) 日本について、社会保障制度審議会算定においては、雇用主負担と一般国民負担とを分けずに保険料として一本で掲げているので、試みに分けてみた。その際に60-62年分の社会保険の細目については39年版『社会保障統計年報』に掲載されていないので38年以前によっている。またそのために数値に若干の食い違いが生じている。

なお日本において運用収入、その他の2項目が分けて掲げられているのであるが、本表においては、この2項目は一般国民負担に含めている。

欧諸国との間にはかなりの格差が認められるが、為替レートは必ずしも購買価格の差を表すものではなく、この換算自体に問題があること、さらに各国とわが国との間には社会保障体系を始めとする財政、地方自治、国民感情など各種条件の大きな差異のあることを念頭に置かなければならない。

資料5の2 医療および保健衛生費の源泉別割合

(単位: %)

	中央政府	地方自治体	雇用主負担の保険料および拠出金	一般国民負担の保険料および保険税
1952	33.5	42.3	—	24.2
54	33.0	41.8	—	25.2
デンマーク	56	26.7	—	21.8
58	51.2	26.3	—	22.5
60	56.0	21.2	—	22.8
1952	45.1	47.8	2.6	4.5
54	51.0	42.1	2.6	4.3
フィンランド	56	49.0	45.2	2.2
58	52.0	43.4	1.7	2.9
60	55.8	39.2	1.9	3.1
1952	25.5	34.3	9.7	30.5
54	22.5	33.0	10.7	33.8
ノルウェー	56	21.2	32.9	12.1
58	18.3	32.0	14.7	35.0
60	18.9	31.6	15.0	34.5
1952	32.5	54.6	—	12.9
54	30.7	56.2	—	13.1
スウェーデン	56	29.0	36.7	12.7
58	27.3	41.6	11.9	19.2
60	28.2	42.3	11.1	18.4

左の資料5の1は収入についてみた源泉別割合である。ひろく社会保障一般について、その財源の調達方法が保障の目標そのものに適合しているかどうかは一つの問題であろう。およそ社会が安定し繁栄してくるほど、社会保障の所得補償的政策の役割は小さくなり、他方、保障の程度は国民的最低限よりもむしろ国民的最適量へと移り、範囲も勤労者のみでなくその家庭を含む全国民へ移ってきつつあると、やはり J.H. Richardson は述べている。彼によれば、多くの国の経験では、多くの社会保障制度をまかなう最適の方法は、国を始めとする公共団体、雇用主、被用者の三者拠出制度に基礎を置く拠出制の保険であり、受益者による拠出は、一般的には総額の3分の1よりも少くない程度であるべきであろうとしている。さらに殆どすべての国において、地方自治体の財政責任は減少し、地域または全国を統轄する政府のそれが増大する顕著な傾向があると述べている。このような所説は未だ仮説の段階にあるといてよいようであり、北欧諸国については必ずしも妥当しないようである。

デンマーク、スウェーデンの両国においては、その割合は中央政府と地方自治体を合せた公的割合 80% 前後に達しており、低い方では 60 年におけるフィンランド 66%、ノルウェー 57% となっている。しかも雇用主負

資料5の3 老齢、身障者などの年金その他費の
源泉別割合

(単位: %)

		中央政府	地方自治体	雇用主負担の保険料および拠出金	一般国民負担の保険料および保険税
デンマーク	1952	70.4	26.8	0.8	2.0
	54	71.2	26.5	0.7	1.6
	56	70.8	27.4	0.6	1.2
	58	63.0	25.2	0.6	11.2
	60	64.0	24.6	0.8	10.6
フィンランド	1952	36.3	9.5	21.4	32.8
	54	42.4	11.3	18.4	27.9
	56	39.8	10.6	23.5	26.1
	58	32.8	21.8	19.1	26.3
	60	30.1	20.6	20.5	28.8
ノルウェー	1952	14.4	42.9	5.9	36.8
	54	12.6	42.6	4.9	39.9
	56	9.6	40.3	4.2	45.9
	58	8.2	41.4	4.1	46.3
	60	9.8	29.2	23.6	37.4
スウェーデン	1952	72.7	11.9	—	15.4
	54	73.9	13.4	—	12.7
	56	59.5	18.8	—	21.7
	58	55.3	17.8	—	26.9
	60	42.8	17.7	2.1	37.4

担の極めて低いデンマーク、スウェーデンと、逆に高いフィンランドとが対照的である。被用者を含む一般国民負担でみれば、フィンランドが最も低く、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの順に高くなっており、ノルウェーで60年に25.9%である。また前にも述べたとおりスウェーデンにおいては60年の計算方法が変わっている。もし従来の方法によれば、雇用主負担は11.6%と高くなってしまふ。この国においては年金制度改革などの影響を反映して、将来雇用主負担がかなり顕著に増加していくものと考えられる。

ともかくも概括して見ると、中央政府負担割合はデンマークを除いては漸減しており、公的負担全体として、ノルウェー、スウェーデンは漸減しており、デンマーク、フィンランドは横ばいである。雇用主負担の顕著な増加傾向を示しているのはノルウェーであり、スウェーデン

資料5の4 家庭および児童費の源泉別割合

		中央政府	地方自治体	雇用主負担の保険料および拠出金	一般国民負担の保険料および保険税
デンマーク	1952	74.9	23.3	—	1.8
	54	78.5	19.7	—	1.8
	56	76.9	21.3	—	1.8
	58	76.3	22.0	—	1.7
	60	72.9	25.3	—	1.8
フィンランド	1952	42.6	11.2	46.2	—
	54	41.5	12.5	46.0	—
	56	36.1	15.6	48.3	—
	58	39.3	17.7	43.0	—
	60	25.1	19.1	55.8	—
ノルウェー	1952	64.9	29.2	1.4	4.5
	54	61.3	32.2	1.6	4.9
	56	62.3	31.8	1.5	4.4
	58	57.6	31.7	1.7	9.0
	60	57.9	30.8	2.0	9.3
スウェーデン	1952	81.8	17.7	—	0.5
	54	78.6	21.0	—	0.4
	56	72.5	23.8	1.4	2.3
	58	74.3	22.3	0.8	2.6
	60	73.4	23.3	0.8	2.5

は将来の増加が期待される。被用者を含む一般国民負担は概して漸増傾向にあるが、スウェーデンのそれは目立っている。

なおわが国の割合では、公的負担は60年には46%であり、雇用主負担は25%、一般国民負担は29%となっている。また64年までの変動傾向を見ると、公的負担は減少し、雇用主負担、一般国民負担はともに増加傾向にあるようである。

最後に資料5の2、5の3、5の4として、源泉別割合を、それぞれ医療および保健衛生費、老齢、身障者などの年金その他、家庭および児童に分けて算出しておいた。紹介資料には実額で掲げられているのに対して、試みに率計算を行なったものである。

(社会保障研究所専門委員・厚生省大臣官房統計調査部社会統計課長)